

令和3年10月19日  
公益社団法人北海道観光振興機構

## 令和3年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT商談会開催事業 の企画提案を公募します

当機構では、本年9月のアドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本（以下「ATWS 北海道／日本」という。）開催に向けてアドベンチャートラベル（AT）商品の造成に前年度より取り組んでまいりましたが、ATWS 北海道／日本の終了後も継続して AT 商品の販路開拓を進める方針としています。

つきましては、国内事業者間のネットワークを深めながら、欧米のAT事業者との商談を引き続き行なうこととし、企画提案を募集いたします。

### 記

#### 1. 事業名

令和3年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT商談会開催事業

#### 2. 事業目的

欧米のAT事業者はひとつの地域に限らず日本全国のAT情報を求めており、地域毎の複数社ではなく日本国内一社との連携による商品造成を望むこと、以上の2点がこれまでの事業により明確になったため、当事業の参画事業者が互いの商品や商材を理解した上で地域を繋ぐ長期商品を造成し、ATWS 北海道／日本終了後も海外事業者と商談を行ない、アプローチを続ける。

#### 3. 応募方法

募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

#### 4. 今後のスケジュール（予定）

10月19日（火）	公示
10月26日（火）	企画提案の参加表明期限
11月5日（金）	企画提案書の提出期限
11月8日（月）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
11月上～中旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

#### 5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目  
道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進本部 事業支援部 石橋静枝  
Email [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp) TEL 011-206-6951

以上

## 令和3年度共同・協業販路開拓支援事業 AT商談会開催事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

### 1. 事業目的

欧米のAT事業者はひとつの地域に限らず日本全国のAT情報を求めており、地域毎の複数社ではなく日本国内一社との連携による商品造成を望むこと、以上の2点がこれまでの事業により明確になったため、当事業の参画事業者が互いの商品や商材を理解した上で地域を繋ぐ長期商品を造成し、ATWS北海道／日本終了後も海外事業者と商談を行ない、アプローチを続ける。

### 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

### 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

### 4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

### 5. 委託事業費（上限）

9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

### 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

(2) 業務スケジュール

10月19日（火）公示

10月26日（火）企画提案の参加表明期限

11月5日（金）企画提案書の提出期限

11月8日（月）審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

11月上～中旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 現地調査・研究会の実施

#### ① 実施目的

- (ア)他地域の商品・商材の内容共有を目的とした AT 商品の現地調査の実施
- (イ)地域を繋ぐ長期コース造成に向けた研究会の開催（行程期間内に半日程度）

#### ② 実施時期・場所

令和 3 年 12 月 6 日（月）～12 月 9 日（木） 四国

#### ③ 実施内容

- (ア)初日に各地より松山市内集合、ブリーフィング
- (イ)翌日から 3 日間現地調査（松山～大三島～今治～高知 予定）
- (ウ)最終日の午後に高知市内にて研究会（調査報告会）および意見交換会

#### ④ 参加対象

共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者 5 社 5 名程度

#### ⑤ 業務内容

##### (ア)全体の企画

- (イ)現地調査の企画・運営、必要なアクティビティやガイドの手配（最終的には観光機構との打合せを経て行程を決定）

- (ウ)研究会の企画・運営、専門家および会場の手配

- (エ)参画事業者への連絡・調整（参加希望者は観光機構が調整する）

- (オ)行程に含まれる参画事業者の旅行手配

- (カ)専門家、ガイドによる報告書の作成

※専門家およびガイドについて、共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者を選定することは不可とする。

#### ⑥ 見積に含める項目

- (ア)企画費

- (イ)管理運営費

- (ウ)事業実施に関わる専門家、ガイドの交通費

- (エ)アクティビティ代金

- (オ)集合から解散までの参画事業者の宿泊・交通費

#### ⑦ 見積に含めない項目

- (ア)参画事業者の出発地と集合・解散場所との間の往復交通費

- (イ)参画事業者の前後泊費

#### ⑧ 参考見積に含める項目

- (ア)事業実施に関わる専門家、ガイドへの謝金（1名 1 日 50,000 円を上限とする）

- (イ)研究会会場費

※補助金の規則により、当機構へ直接請求が必要な項目。委託事業費外とし、別途参考見積にまとめること。

### (2) ネットワーク・マッチング商談会の実施

#### ① 実施目的

各事業者が新規企画・造成分を含めた自社の AT 商品を発表し、参画事業者間で情報を共有すると共に、地域を繋ぐ長期の AT 商品造成を目指して商談を行なう。

#### ② 参加者

共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者 8 社程度

#### ③ 開催時期・場所

令和 3 年 12 月 10 日（金） 高知市内（予定）

※対面での商談会を想定しているが、新型コロナウィルス感染症の状況によってはオンライン商談会とする場合がある。

#### ④ 業務内容

- (ア)参加者のとりまとめ・案内など事務局業務全般

- (イ)会場・備品手配、会場側との調整業務

(ウ)アンケート実施、集計、分析

- ⑤ 見積に含める項目
  - (ア)企画費
  - (イ)管理運営費
  - (ウ)アンケート実施・報告書作成経費

- ⑥ 見積に含めない項目

- (ア)参加者の旅費

- ⑦ 参考見積に含める項目

- (ア)会場費および備品

※補助金の規則により、当機構へ直接請求が必要な項目。委託事業費外とし、別途参考見積にまとめること。

(3) 欧米事業者とのオンライン商談会の実施

- ① 実施目的

欧米事業者との継続的な関係の構築、(2)の商談会で造成した商品の販売促進

- ② 実施時期

令和4年2月中旬～下旬

- ③ 実施時間帯

(ア)欧洲事業者との商談会　　日本時間 22:30-01:30

(イ)北米事業者との商談会　　日本時間 03:00-06:00

- ④ 実施形式

オンライン（プラットフォームと活用方法を提案すること）

- ⑤ 参加対象

(ア)国内サプライヤー 共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者 8社程度

(イ)海外バイヤー(1) AT商品を販売する欧州の旅行事業者 8社程度

(ウ)海外バイヤー(2) AT商品を販売する北米の旅行事業者 8社程度

- ⑥ 業務内容

(ア)オンラインプラットフォームの選定と商談環境の設定

(イ)海外バイヤーへの告知・集客

(ウ)国内サプライヤーのとりまとめ・案内など事務局業務全般

(エ)会場・備品手配、会場側との調整業務

(オ)アンケート実施、集計、分析

- ⑦ 見積に含める項目

- (ア)企画費

- (イ)管理運営費

- (ウ)オンラインプラットフォームに関わる費用

- (エ)海外バイヤーの集客に関わる費用

- (オ)アンケートに関わる費用

- ⑧ 見積に含めない項目

- (ア)国内サプライヤーの旅費

※国内参加者は各自オンラインで参加、1か所に集める予定はないため不要。

- ⑨ 参考見積に含める項目

- (ア)事務局用会場・備品費（通信環境・設備環境に配慮すること）

※補助金の規則により、当機構へ直接請求が必要な項目。委託事業費外とし、別途参考見積にまとめること。

(4) 事業実績報告書の提出

紙媒体3部及び電子データ（USBメモリに格納）

8. 企画提案に係る手続き

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

- (1) 参加表明書の提出  
① 提出期限 令和3年10月26日(火) 17:00  
② 提出方法 メール  
③ 提出場所 AT推進本部 石橋静枝 [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp)
- (2) 企画提案書の提出  
① 提出書類  
(ア) 企画提案事項の総括表  
各提案事項を簡潔にまとめたものとすること。(A4用紙1枚程度)  
(イ) 実施スケジュール  
企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。  
(ウ) 事業実績  
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。  
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。  
(エ) 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者や企画提案者の体制、協力会社等との関係を具体的に記載すること。  
(オ) 見積書  
(カ) 参考見積書(受託事業費外)
- ② 提出部数  
A4サイズ5部(社名あり1部、社名なし4部)  
※審査上 具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
- ③ 提出方法  
提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。
- ④ 提出期限  
令和3年11月5日(金)12:00(厳守)
- ⑤ 提出場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
(公社) 北海道観光振興機構 AT推進本部  
担当:事業支援部 石橋静枝 TEL 011-206-6951

## 9. 選定基準

- (1) 業務遂行能力  
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
  - 指示内容が十分理解されているか。
  - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
  - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案になっているか。

## 10. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があつても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企

画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

- (5) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 11. 著作権等の取扱い

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないよう十分に配慮すること。

#### 12. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

#### 13. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務 — 再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）— 再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 14. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構 AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951  
担当：石橋静枝 [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp)

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度共同・協業販路開拓支援事業「AT商品造成事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度共同・協業販路開拓支援事業「AT商品造成事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、  
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	印